

財団法人 前川報恩会
平成 23 年度第 3 回評議員会議事録

1. 日 時 平成 24 年 3 月 21 日 午前 11 時 00 分

2. 場 所 東京都江東区牡丹三丁目 14 番 15 号
株式会社前川製作所 本社ビル 8 階プレゼンテーションホール

3. 出席者 (1) 評議員

本人出席：三澤 宏・前川 正・中 章・佐伯 忠吉・清水 康之
佐藤 祐司

書面による出席：笠原 敬介・秋濱 友也・鵜飼 信一・青柳 昭
下田国輝・島賀 哲夫・工藤 剛治・田井 修司
村岸 孝雄

欠席：佐藤 雄・増田 安代

評議員現在数 17 名 出席者 15 名（書面表決書による出席を含む）

(2) 理事・監事

理事：前川 正雄・宮野 忠夫・奥野 誠亮・加茂田 信則
小林 英夫・寺田 壮

監事：山内 豊

4. 議 案 第 1 号議案 平成 23 年度第 2 次補正収支予算の件
第 2 号議案 平成 24 年度事業計画の件
第 3 号議案 平成 24 年度収支予算の件
第 4 号議案 平成 24 年度資産運用方針の件
第 5 号議案 理事改選候補者理事長一任の件
第 6 号議案 移行方針及び移行申請時期の件
第 7 号議案 定款の変更の案の件
第 8 号議案 新法人移行後の平成 24 年度事業計画の件
第 9 号議案 新法人移行後の平成 24 年度収支予算の件
第 10 号議案 公益目的支出計画の件
第 11 号議案 その他の移行申請書一式の件
第 12 号議案 移行登記完了までの諸雑務理事長一任の件

5. 議事の経過及び結果

【定足数報告等】

開会に先立ち、事務局次長齊藤旭より、本日の出席者数は寄付行為第 27 条において準用する第 25 条第 1 項に定められた定足数を満たすため成立するとの報告が行われた後、同第 24 条第 2 項に従い前川正雄理事長が議長となって評議員会の開会を宣言した。

【議事録署名人の選出】

議長は、議事に先立ち、本評議員会議事録の署名人について評議員三澤宏及び評議員佐伯忠吉を指名し、出席者に諮ったところ、全員異議なく満場一致で承認された。

【決議事項】

第 1 号議案 平成 23 年度第 2 次補正収支予算の件

平成 23 年度第 2 次補正収支予算について、議長からの指示を受けた事務局次長齊藤旭より、議案書及び添付資料 1「財団法人前川報恩会平成 23 年度第 2 次補正収支予算書(案)」に基づき説明がなされた。審議の後、議長が出席者に諮ったところ、全員異議なく満場一致で承認された。

第 2 号議案 平成 24 年度事業計画の件

平成 24 年度事業計画について、議長からの指示を受けた事務局次長齊藤旭より、議案書及び添付資料 2「財団法人前川報恩会平成 24 年度事業計画書（案）（新法人移行前）」に基づき説明がなされた。審議の後、議長が出席者に諮ったところ、全員異議なく満場一致で承認された。

第 3 号議案 平成 24 年度収支予算の件

平成 24 年度収支予算について、議長からの指示を受けた事務局次長齊藤旭より、議案書及び添付資料 3「財団法人前川報恩会平成 24 年度収支予算書（案）（新法人移行前）」に基づき説明がなされた。審議の後、議長が出席者に諮ったところ、全員異議なく満場一致で承認された。

第 4 号議案 平成 24 年度資産運用方針の件

平成 24 年度資産運用方針について、議長からの指示を受けた事務局次長齊藤旭より、議案書に基づき説明がなされた。審議の際、山内豊監事より、現在の定期預金の利息等を考慮すると、実際には 0.02% から 0.03% となってしまう恐れもあるが、あくまでも目標運用益として 0.1% を設定することが妥当である旨の意見が述べられた。審議の後、議長が出席者に諮ったところ、全員異議なく満場一致で承認された。

第 5 号議案 理事及び監事改選候補者理事長一任の件

理事及び監事改選候補者理事長一任について、議長からの指示を受けた事務局次長齊藤旭より、議案書に基づき説明がなされた。審議の後、議長が出席者に諮ったところ、全員異議なく満場一致で承認された。

第 6 号議案 移行方針及び移行申請時期の件

移行方針及び移行申請時期について、議長からの指示を受けた事務局次長齊藤旭より、議案書及び添付資料 4 「財団法人前川報恩会平成 24 年度移行申請スケジュール（案）」に基づき説明がなされた。

審議の際、前川正雄理事長より、本評議員会に先立って行われた理事会において、奥野誠亮理事より前川報恩会は公益財団法人へ移行すべきではないかとの意見が述べられたが、慎重なる審議の結果、一般財団法人に移行する方針が承認されたと報告された。

清水康之評議員より、移行方針を公益財団法人とした場合には、移行後の財務三要件を満たす必要があるため予算等についても変更しなければならない事態が生じえる。そのため、まずは一般財団法人へ移行をし、その後、継続的に公益認定基準を満たしていくことが可能と判断できた時点で公益認定の申請を検討するという、二階建て方式による移行が現実的な方法なのではないかとの意見が述べられた。

前川正雄理事長より、理事会と同様に第 7 号議案以下の説明を受けた上で再度第 6 号議案を審議することが望ましいのではないかとの意見が述べられ、出席した評議員が賛成の意を示した。

そのため、第 6 号議案に関しては審議を一時保留し、第 7 号議案から第 12 号議案までの内容を確認した上で第 6 号議案を再度審議することとした。そこで、議長からの指示を受けた事務局次長齊藤旭より、以下の通り第 7 号議案から第 12 号議案に関する説明がなされた。

第 7 号議案 定款変更案の件については、議案書及び添付資料 5 「一般財団法人前川報恩会定款変更案」に基づき説明された。

第 8 号議案 新法人移行後の平成 24 年度事業計画の件については、議案書及び添付資料 6 「一般財団法人前川報恩会平成 24 年度事業計画書（案）（新法人移行後）」に基づき説明された。

第 9 号議案 新法人移行後の平成 24 年度収支予算の件については、議案書及び添付資料 7 「一般財団法人前川報恩会平成 24 年度収支予算書（案）（新法人移行後）」に基づき説明された。

第 10 号議案 公益目的支出計画の件については、議案書及び添付資料 8 「公益目的支出計画（案）」に基づき説明された。

第 11 号議案 その他の移行申請書一式の件については、議案書及び添付資料 9 「その他

「移行申請書」に基づき説明された。

第 12 号議案 移行登記完了までの諸雑務理事長一任の件については、議案書に基づき説明された。

上記第 7 号議案から第 12 号議案の説明を受けて第 6 号議案の審議に戻り、第 6 号議案から第 12 号議案に関して議長が出席者に諮ったところ、全員異議なく満場一致で承認をした。

以上をもって、本日の評議員会の議事等は全て終了したため、議事録を作成し、議長及び選出された議事録署名人が記名押印することとして、午前 12 時 00 分に閉会した。

上記の決議及び報告を明確にするため、この議事録を作成し、寄付行為第 28 条の規定により議長の他、評議員三澤宏及び評議員佐伯忠吉が本理事会の出席者を代表して下記に記名押印する。

平成 24 年 3 月 21 日

財団法人前川報恩会 平成第 23 年度第 3 回評議員会

議 長 前 川 正 雄



出席代表者 三 澤 宏



〃

佐 伯 忠 吉



